

国立病院機構東京医療センター 臨床研究センター
科学研究費補助金による研究実施規程

平成 15 年 10 月 1 日
臨床研究センター内部規定

(設置)

第 1 条 この規程は、国立病院東京医療センター 臨床研究センターの研究者が行う研究のうち、科学研究費補助金による研究の成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(研究計画の策定)

第 2 条 研究者は、科学研究費補助金による研究を行う場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 研究者は、あらかじめ様式に従った研究計画書を作成し、当該調書の写しを病院長宛に提出するものとする。

(研究成果の取扱)

第 3 条 研究者は、前条により科学研究費補助金により行った研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することが出来る。また、公表にあたっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第 4 条 研究者は、当該制度に係わる規程類に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを病院長宛に提出するものとする。

(管理等の事務)

第 5 条 科学研究費補助金の管理等の事務は、庶務課および会計課が所掌する。

附則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。